

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月9日
【計算期間】	第5期(自 平成30年2月10日 至 平成30年8月9日)
【ファンド名】	iシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 井澤 吉幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	猪浦 純子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-6703-7940
【縦覧に供する場所】	名 称 株式会社東京証券取引所 (所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① iシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、主としてMSCIジャパン高配当利回りインデックス（以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。）に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。

委託会社は10兆円相当の有価証券および金銭を上限として信託財産を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができるものとします。

② ファンドの特色

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、本商品のコンセプトが投資信託の機能を利用して対象指数の現物化を図ろうとするものであり、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

a. 受益権を東京証券取引所に上場します。

ファンドの受益権は、いつでも東京証券取引所で売買することができます。

売買単位は、1口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は原則として株式と同様です。

詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問い合わせください。

※取引所での市場価格は取引時間中に変動するものであり、取引所における需給のバランスや売買高の状況、各種取引規制、投資対象市場と取引市場の時差または取引日の相違等の影響を受けることにより、ETFの市場価格は基準価額から乖離することがあります。

b. 追加設定・交換は一定口数以上の申込に限定されます。

対象指数に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、追加設定・交換を対象指数のポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。追加設定・交換はクリエーション・ユニットと呼ばれる単位毎によって行なわれます。

クリエーション・ユニットとは、受益権の取得・交換を行なうために委託会社が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

c. 追加設定・交換は対象指数を構成する株式により行なうことができます。

設定・交換を行なうために必要な対象指数を構成する株式（以下「対象指数構成銘柄」といいます。）および金銭の内容は、ポートフォリオ・コンポジション・ファイル（以下「PCF」といいます。）として委託会社が決定し、指定参加者に提示します。

ファンドの基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

d. ファンドは株式の貸付を行なう場合があります。

株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に委託します。

◆ 商品分類 ◆

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下のとおりです。

なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分につき、表中に網掛け表示しております。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 (資産複合)	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	日経225 TOPIX その他 (MSCIジャパン高配当利回りインデックス)

〔 商品分類における定義 〕

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

〔 属性区分における定義 〕

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	株式 一般	大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
決算頻度	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	その他	日経225およびTOPIXに当てはまらない全てのものをいいます。

※商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

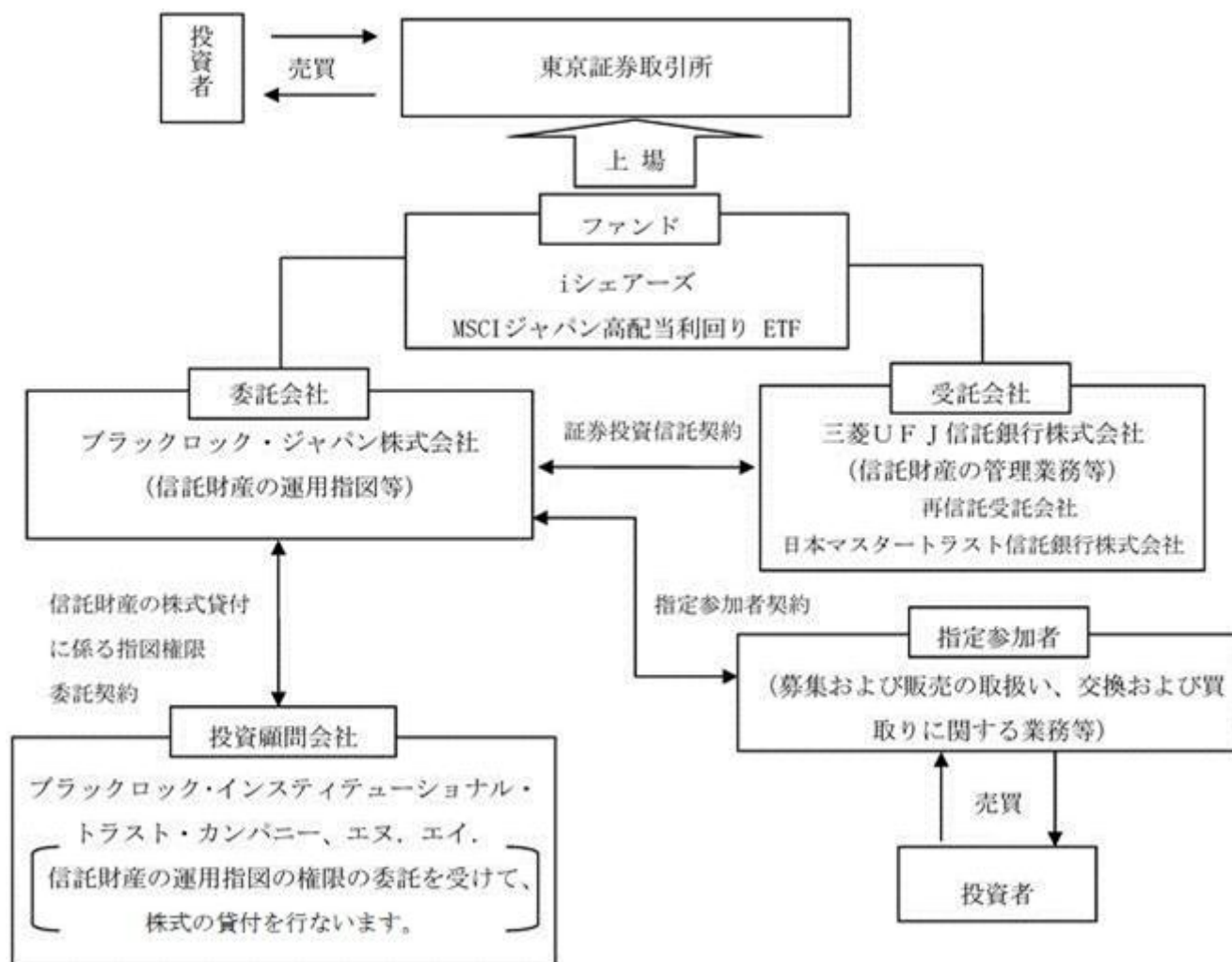
（２）【ファンドの沿革】

2015年10月19日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2015年10月20日 東京証券取引所第1部へ上場

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



a. 証券投資信託契約

当契約は、当ファンドを成立させるにあたり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間に締結されます。主要内容は、運用の基本方針、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、信託の元本および収益の管理および運用指図に関する事項等です。

b. 指定参加者契約

指定参加者の指定、受益権の取得、交換の請求、指定参加者の取次業務および手数料に関する事項等が定められています。

c. 信託財産の株式貸付に係る指図権限委託契約

株式貸付代理人への株式貸付に係る指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

② 委託会社の概況

2018年8月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金の額 3,120百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① ファンドは、主として対象指数に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、対象指数に高位に連動する投資成果を目指します。
- ② 次の場合には、組入銘柄の調整を行いません。
 - ・対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の指数構成比率に修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
 - ・対象指数の計算方法が変更された場合
 - ・このファンドにおける追加信託、交換が行なわれた場合
 - ・その他、委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用を達成するために必要と認めた場合なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。
- ③ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、業種構成比、銘柄別構成比等のポートフォリオ特性を限りなくベンチマークに近づけるようにポートフォリオを構築することにより、ベンチマークとの高い連動性を目指します。

- ※ 委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行ない又は行なうことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

「MSCIジャパン高配当利回りインデックス（以下「MSCI指数」といいます。）」の著作権等について
当金融商品は、MSCI Inc.（以下、「MSCI」と言う）、その関連会社、その情報提供会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者（以下、まとめて「MSCI関係会社」と言う）が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数は、MSCIおよびその関係会社のサービスマークであり、ブラックロック・ジャパン株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI関係会社は、ブラックロック・ジャパン株式会社または当金融商品の所有者または不特定多数の公衆に対して、金融商品全般的またはこの特定の金融商品への投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行ないません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当金融商品または当金融商品の所有者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI関係会社は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、ブラックロック・ジャパン株式会社または当金融商品の所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI関係会社は、当金融商品の募集等に関する事項の決定について、また、当金融商品を換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。更に、MSCI関係会社は、当金融商品の所有者に対し、当金融商品の管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI関係会社は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI関係会社は、明示的にも暗示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、ブラックロック・ジャパン株式会社、当金融商品の所有者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行なうものではありません。MSCI関係会社は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。更に、MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI関係会社は、明示的、暗示的な保証を行なうものでもなく、かつMSCI関係会社は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行なうものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係会社は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a)有価証券

(b)デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りします。）

(c)金銭債権（預金、コール・ローンを含み(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。）

(d)約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

(a)為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託財産を主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証書

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

h. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

j. コマーシャル・ペーパー

k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）

q. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

t. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。

v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から

f. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. の証券およびn. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

＜運用体制＞

- ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは投資委員会等の開催により、各ファンドの投資方針等にしがって運用が行なわれているか確認する組織、機能が確立しています。
- 当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（４名程度）が担当いたします。

＜意思決定プロセス＞

- ▼ポートフォリオの運用を始めるに先立って、運用上の基本的事項（運用目標、運用方針、信託約款、運用上の制約条件等）について、株式インデックス運用部会議を開催し運用基本方針・運用計画を決定します。運用基本方針・運用計画は、投資委員会に報告されます。
- ▼ポートフォリオの構築・運用にあたって必要な投資環境分析、市場分析および運用モデルの設定等については、各運用部が主体となって行なっているポートフォリオ・マネジメント会議にて行なわれます。運用モデルを用いることにより特定個人の恣意が働きにくい運用を遂行しておりますが、それらが有効に働いているかどうかのモニタリング・改善策や、相場急変時における対応策等も同会議にて審議されます。
- ▼投資委員会では、運用のリスクおよびパフォーマンスについて定期的に分析・検討を行ないます。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約6.30兆ドル^{*}（約698兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行なっております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行なっております。

※ 2018年6月末現在。（円換算レートは1ドル＝110.765円を使用）

（４）【分配方針】

- ① 年２回の毎決算時（原則として２月９日および８月９日。）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。
- ② 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、信託の計算期間ごとに、信託報酬ならびに約款に規定する諸費用およびこれらに係る消費税等（以下、本項目において「経費」といいます。）の額の合計額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を投資者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ③ 毎計算期末に信託財産から生じた下記の a. に掲げる利益の合計額は、b. に掲げる損失の合計額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補填した後、次期に繰越します。
 - a. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換差益金
 - b. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換差損金

（５）【投資制限】

＜当ファンドの約款で定める投資制限＞

- ① 投資する株式等への投資比率の制限
株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。ただし、このファンドの当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。
- ② 投資する株式等の範囲
 - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。
 - b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。
 - c. 対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ③ 株式の貸付の指図および範囲
 - a. 委託会社（約款に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下、本項において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式をb. に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - b. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産の保有する株式の時価合計額の50%を越えないこととします。
 - c. b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - d. 委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- ④ 先物取引等の指図および範囲
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行なうものとします。

⑥ デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうものとします。

⑧ 信用取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の交換等の事由により、b. の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 委託会社は、a. の取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行なうものとします。

⑨ 投資信託証券への投資割合

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

<投信法で定める投資制限>**同一の法人の発行する株式**

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa. の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へに帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドに係る主なリスクは以下のとおりです。

①基準価額の変動要因

a. 国内株式投資のリスク

日本国内に本拠を置く企業の普通株式を主要投資対象とします。したがって、国内の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと、また契約期限どおりに貸付有価証券が返却されないこと等）が生じる可能性があります。損失を被ることがあります。

また、貸付有価証券等が返却されない等の契約不履行が生じた場合、借主より差し入れられた担保有価証券等により清算処理を行いますが、貸付有価証券または担保有価証券の評価額の時価変動等により、ファンドが損失を被ることがあります。

これらのリスクを低減させるため、ファンドはブラックロックの関係会社との間の補償契約の対象となる場合があります。当該補償契約の対象となった場合、貸付契約不履行時に担保有価証券の価値が貸付有価証券の価値に満たなかった時には、当該補償により貸付有価証券の全てが補償されます。

②連動対象とする指数に関する留意点

a. 対象指数と基準価額の乖離要因

当ファンドは、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

- ・ 信託財産で保有する有価証券と対象指数の構成銘柄が必ずしも一致しないこと
- ・ 基準価額算出に用いられる時価と対象指数算出に用いられる時価が必ずしも一致しないこと
- ・ 信託財産の構成時および対象指数の構成銘柄の変更などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ・ ポートフォリオを構築するまでの間、および組入銘柄の配当金等や権利処理によって信託財産に現金が発生すること
- ・ 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
- ・ 信託報酬等およびその他の諸費用を負担すること
- ・ 有価証券の貸付により、貸付報酬が得られること

b. 指数に関するリスク

当ファンドはベンチマークとなる指数の提供者が公表する価格や収益率に連動する運用成果を目指しますが、指数提供者による指数の構成や計算の局面における正確性は確保されていません。指数提供者は、指数の構成銘柄および計算方法等について開示していますが、指数に関するデータの品質、正確性または完全性について責任を負うものではなく、また、指数が開示された計算方法等に従って算出されたことを保証するものでもありません。当ファンドは、提供された指数に対して整合的な運用成果を得ることを目的としており、委託会社が指数提供者のエラーを補償し、またはその責任を負うものではありません。データの品質、正確性または完全性に関するエラーは時として起こり得るものであり、また、一定期間発見されず訂正されない可能性があります。指数提供者のエラーに関連する損益や費用は、当ファンドおよび投資者に帰属します。たとえば、指数に誤った構成銘柄が含まれる場合、公表された指数への連動を目指す当ファンドにおいても当該構成銘柄へのマーケット・エクスポージャーを有することとなる一方、他の構成銘柄へのエクスポージャーは低減することになります。このように、指数の誤りはファンドの運用成果に正または負の影響を及ぼす可能性があります。また、構成銘柄の誤りを修正する等のために指数が臨時にリバランスされ、それに伴いファンドのポートフォリオの調整が行なわれる場合、調整から生じる取引費用やマーケット・エクスポージャーは当ファンドが負担することになります。予定

していないリバランスにより、ファンドの収益率が指数の収益率に正確に連動できないリスク（トラッキング・エラーのリスク）にさらされる可能性があります。したがって、指数提供者による指数の誤りや臨時のリバランスは、当ファンドにかかる費用とマーケット・エクスポージャー・リスクを増大させる可能性があります。

③ファンド運営上のリスク

a. 取得申込の受付および交換請求の受付の停止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付および交換請求の受付を停止する場合があります。この場合、すでに受け付けた受益権の取得申込または交換請求の取消を行なう場合があります。

b. ファンドの繰上償還

ファンドは、以下に該当することとなった場合は、受託会社と合意の上、信託を終了させます。

(a) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

(b) 対象指数が廃止された場合

(c) 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って行なう信託約款の変更が書面決議により否決された場合

また、ファンドは、信託契約締結日から3年経過の日以降に、交換により受益権の口数が50万口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があり、当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

当ファンド（上場投資信託証券に投資を行なう場合は当該上場投資信託証券を含む。（以下「当ファンド等」といいます。））に関連する法域（当ファンド等の発行国、上場地域、販売地域もしくは投資対象地域、取引市場の属する法域、デリバティブ取引の取引契約または取引相手が属する法域他）の税法の変更は、当該法域における当ファンド等の納税申告区分に影響を与え、当ファンド等の運用成果に影響を与えます。具体的には、法令変更もしくは法令解釈の変更等により、投資収益への源泉徴収税その他の課税額の増加、当初予定された税還付が受けられなくなる、その他事情に伴い、当ファンド等の純資産価額が減少する可能性があります。

当ファンド等では、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）を遵守すべく所要の対応が行なわれています。ただし、必ずしもFATCAが常に遵守されることを保証するものではなく、対応に不備等が認められた場合は、米国資産に係る投資収益に対して30%の源泉徴収税が課され、それに伴い当ファンド等が損失を被る可能性があります。

d. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

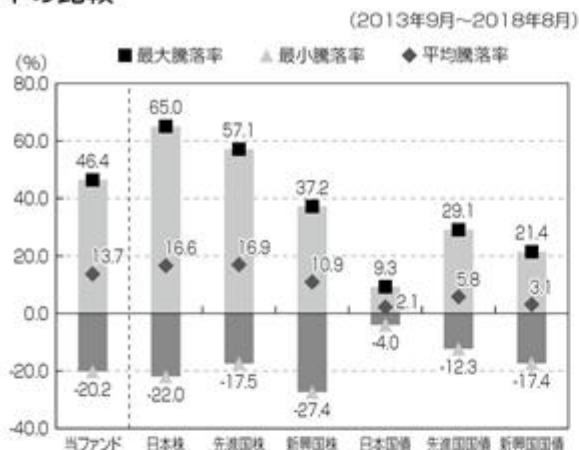
(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、2013年9月～2018年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドの設定日が2015年10月19日のため、設定前の期間のデータは、ベンチマークの数値を用いて計算しておりますので、当ファンドの実績とは異なります。

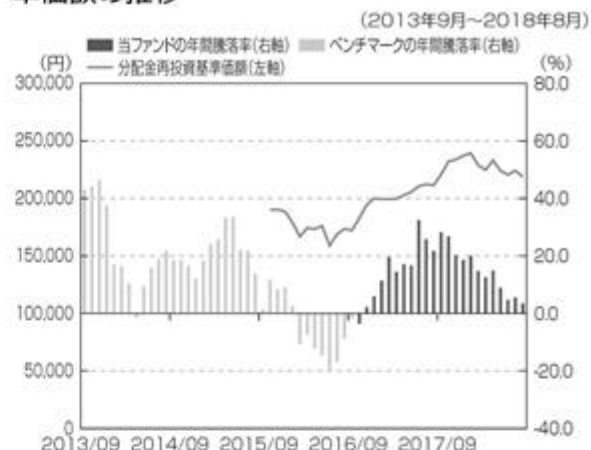
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株…………… 東証株価指数(配当込み)
 先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 新興国株………… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債………… NOMURA-BPI国債
 先進国国債………… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国国債………… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記グラフは、2013年9月～2018年8月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、設定前の期間については、ベンチマークの年間騰落率を表示しておりますので、当ファンドの実績ではありません。また、分配金再投資基準価額は2015年10月末から2018年8月末までの期間について表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。(株東京証券取引所)は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

指定参加者は、当該指定参加者が定める申込手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。

詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

申込手数料は、取得時の商品説明、取得に関する事務手続き等の役務の対価として取得時にお支払いいただくものです。

（２）【換金（解約）手数料】

指定参加者は、投資者が交換を行なうときおよび受益権の買取を行なうときは、当該投資者から、指定参加者が独自に定める手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

交換（買取）時手数料は、交換または買取に関する事務手続き等の役務の対価として交換時または買取時にお支払いいただくものです。

（３）【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.2052%（税抜0.19%）以内で委託会社が定める率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

	信託報酬の配分		役務の内容
委託会社	年0.1782% (税抜0.165%)		ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等
受託会社	純資産総額が 2,000億円以下の部分	年0.027% (税抜0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	2,000億円超 8,000億円以下の部分	年0.0243% (税抜0.0225%)	
	8,000億円超の部分	年0.0216% (税抜0.02%)	

上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中より支弁されます。

② 信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引等に要する費用は、その都度、信託財産中より支弁されます。

③ 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

④ 下記の費用は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

１．上場に係る費用

２．対象指数の商標の使用料

委託会社は、年0.0486%（税抜0.045%）を上限とする、上記の費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する額を、上記の費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。費用および費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁されます。

⑤ 取得申込の際に、指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式が対象指数構成銘柄に含まれる場合には、指定参加者もし

くは投資者は、委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。以下、⑥および⑦において同じ。）を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。

- ⑥ 取得申込の対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込に応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式（以下「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。
- ⑦ 交換の際に交換請求を行なった指定参加者もしくは交換請求者が対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合に、指定参加者または交換請求者が受取る受益権の時価評価額は、委託会社が別に定める金額を、当該株式を当該指定参加者もしくは交換請求者に代わり売却する際の経費として控除したものとします。
- ⑧ 株式の貸付を行なった場合はその都度、ファンドの収益となる品賃料に50%以内を乗じて得た額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

※その他の費用・手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

a. 受益権の売却時

原則として、譲渡益につき20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率が適用となる「申告分離課税」の取扱いとなります。源泉徴収選択口座においては申告が不要となる特例があります。

b. 収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が適用となります。確定申告を行ない申告分離課税または総合課税を選択することも可能です。総合課税を選択した場合、配当控除が適用され、株式の配当金と同様に扱われます。

c. 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、委託会社までお問い合わせください。

d. 譲渡損失と収益分配金との間の損益通算

売却時および交換時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくはお取扱いの第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

a. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

b. 収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に15.315%(所得税15.315%)の税率による源泉徴収が適用となります。収益分配金は益金不算入の対象となり、その限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

c. 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、委託会社までお問い合わせください。

※上記は2018年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税制優遇を含めた税金の各種取扱いは、個々の投資者の状況によって異なり、上記の内容はその完全性・網羅性を保証するものではありません。当ファンドの投資者に適用される税務の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2018年8月末現在のものです。

「iシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF」

（１）【投資状況】

資産の種類		金額（円）	投資比率（％）
株式		39,204,574,930	99.37
	内 日本	39,204,574,930	99.37
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		249,589,302	0.63
純資産総額		39,454,164,232	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

	銘柄	国／ 地域	業種	数量	帳簿価額	評価額	投資 比率 (%)
					単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	
1	NTTドコモ	日本	情報・通信業	724,300	3,015.31 2,183,991,222	2,885.00 2,089,605,500	5.30
2	日本たばこ産業	日本	食料品	706,000	3,086.49 2,179,064,573	2,922.00 2,062,932,000	5.23
3	KDDI	日本	情報・通信業	699,400	3,129.40 2,188,704,458	2,941.00 2,056,935,400	5.21
4	キヤノン	日本	電気機器	553,600	3,596.20 1,990,857,981	3,563.00 1,972,476,800	5.00
5	日本電信電話	日本	情報・通信業	398,300	5,395.56 2,149,052,701	4,950.00 1,971,585,000	5.00
6	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	278,800	6,988.64 1,948,433,744	6,930.00 1,932,084,000	4.90
7	伊藤忠商事	日本	卸売業	987,700	1,965.07 1,940,902,214	1,943.50 1,919,594,950	4.87
8	日産自動車	日本	輸送用機器	1,842,800	1,045.43 1,926,519,338	1,040.00 1,916,512,000	4.86
9	東京エレクトロン	日本	電気機器	101,000	19,443.37 1,963,780,467	18,875.00 1,906,375,000	4.83
10	ブリヂストン	日本	ゴム製品	460,000	4,286.41 1,971,752,025	4,093.00 1,882,780,000	4.77
11	本田技研工業	日本	輸送用機器	571,400	3,380.24 1,931,473,399	3,292.00 1,881,048,800	4.77
12	SUBARU	日本	輸送用機器	538,700	3,336.80 1,797,539,283	3,301.00 1,778,248,700	4.51
13	小松製作所	日本	機械	556,500	3,201.89 1,781,853,695	3,161.00 1,759,096,500	4.46
14	MS&ADインシュアランス グループホールディングス	日本	保険業	415,500	3,401.54 1,413,341,181	3,415.00 1,418,932,500	3.60
15	丸紅	日本	卸売業	1,369,300	917.58 1,256,447,272	911.60 1,248,253,880	3.16
16	三菱ケミカルホールディング ス	日本	化学	1,120,900	998.37 1,119,077,211	996.00 1,116,416,400	2.83
17	大東建託	日本	建設業	62,900	17,281.58 1,087,011,986	16,650.00 1,047,285,000	2.65
18	積水ハウス	日本	建設業	544,200	1,858.58 1,011,441,049	1,813.50 986,906,700	2.50
19	日本取引所グループ	日本	その他金融業	446,000	1,931.90 861,630,899	1,958.00 873,268,000	2.21
20	住友化学	日本	化学	1,304,000	639.85 834,365,064	631.00 822,824,000	2.09
21	トレンドマイクロ	日本	情報・通信業	104,400	6,780.67 707,902,204	7,000.00 730,800,000	1.85
22	ヤマハ発動機	日本	輸送用機器	245,100	2,819.78 691,129,966	2,817.00 690,446,700	1.75
23	コニカミノルタ	日本	電気機器	396,100	1,112.99 440,858,563	1,131.00 447,989,100	1.14
24	田辺三菱製薬	日本	医薬品	220,900	1,981.28 437,665,740	1,853.00 409,327,700	1.04
25	あおぞら銀行	日本	銀行業	103,600	4,127.54 427,613,229	3,925.00 406,630,000	1.03
26	日本航空	日本	空運業	100,800	4,034.75 406,702,820	4,005.00 403,704,000	1.02

	銘柄	国／ 地域	業種	数量	帳簿価額	評価額	投資 比率 (%)
					単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	
27	日本精工	日本	機械	313,900	1,240.01 389,239,848	1,261.00 395,827,900	1.00
28	J S R	日本	化学	168,400	2,163.89 364,399,404	2,157.00 363,238,800	0.92
29	アマダホールディングス	日本	機械	298,000	1,158.39 345,203,105	1,188.00 354,024,000	0.90
30	帝人	日本	繊維製品	155,900	2,170.28 338,347,350	2,201.00 343,135,900	0.87

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

b. 種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	建設業	5.16
	食料品	5.23
	繊維製品	0.87
	化学	6.57
	医薬品	1.04
	ゴム製品	6.02
	鉄鋼	0.43
	機械	6.36
	電気機器	10.97
	輸送用機器	20.78
	空運業	1.02
	情報・通信業	17.36
	卸売業	8.03
	小売業	0.73
	銀行業	1.49
	保険業	4.45
	その他金融業	2.21
	不動産業	0.67
合計		99.37

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	時価評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪 取引所	TOPIX先物 2018年9月限	買建	8	139,320,000	138,680,000	0.35
			ミニTOPIX先物 2018年9月限	買建	45	78,367,500	78,007,500	0.20

（注1）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

（注2）評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2018年８月末現在、同日前１年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末または各月末	純資産総額		１口当たりの純資産額		市場価格 (円)
	分配落 (円)	分配付 (円)	分配落 (円)	分配付 (円)	
第１計算期間 (2016年８月９日)	14,186,292,531	14,303,917,605	1,688.48	1,702.48	1,687
第２計算期間 (2017年２月９日)	12,730,465,399	12,928,848,529	1,925.13	1,955.13	1,921
第３計算期間 (2017年８月９日)	20,248,677,178	20,455,770,799	2,053.28	2,074.28	2,044
第４計算期間 (2018年２月９日)	30,367,018,704	30,700,259,880	2,187.03	2,211.03	2,166
第５計算期間 (2018年８月９日)	40,139,443,099	40,690,088,197	2,113.96	2,142.96	2,119
2017年８月末現在	20,151,914,181	—	2,043.47	—	2,042
2017年９月末現在	22,580,272,560	—	2,133.92	—	2,122
2017年10月末現在	21,586,481,492	—	2,243.29	—	2,247
2017年11月末現在	22,158,751,143	—	2,260.48	—	2,233
2017年12月末現在	26,479,187,335	—	2,293.55	—	2,307
2018年１月末現在	30,459,686,202	—	2,313.68	—	2,317
2018年２月末現在	30,380,887,237	—	2,188.03	—	2,195
2018年３月末現在	33,330,509,521	—	2,149.64	—	2,150
2018年４月末現在	33,766,033,848	—	2,229.36	—	2,229
2018年５月末現在	31,933,093,777	—	2,142.04	—	2,144
2018年６月末現在	32,978,401,289	—	2,110.24	—	2,105
2018年７月末現在	37,740,268,143	—	2,143.39	—	2,146
2018年８月末現在	39,454,164,232	—	2,064.81	—	2,067

（注）市場価格とは、東京証券取引所における当日終値です。ただし、当日の終値が見つからない場合には、直近日の終値を記載しています。

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金 (円)
第１計算期間	14
第２計算期間	30
第３計算期間	21
第４計算期間	24
第５計算期間	29

③【収益率の推移】

	1口当たり純資産額の収益率の推移	市場価格の収益率の推移
	収益率（％）	収益率（％）
第1計算期間	△6.8	△7.7
第2計算期間	15.8	13.9
第3計算期間	7.7	6.4
第4計算期間	7.7	6.0
第5計算期間	△2.0	△2.2

（注1） 各計算期間の1口当たり純資産額の収益率は、計算期間末の1口当たりの純資産額（分配付の額）から、当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たりの純資産額（分配落の額。以下「前期末1口当たり純資産額」といいます。）を控除した額を前期末1口当たり純資産額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。なお、第1期計算期間については、2016年8月9日の1口当たり純資産額（分配付の額）から設定時（設定日：2015年10月19日）の1口当たり純資産額を控除した額を、設定時の1口当たり純資産額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

（注2） 各計算期間の市場価格の収益率は、計算期間末の市場価格から、当該計算期間の直前の計算期間末の市場価格（以下「前期末市場価格」といいます。）を控除した額を、前期末市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。なお、第1期計算期間については、2016年8月9日の市場価格から設定時（設定日：2015年10月19日）の市場価格を控除した額を、設定時の市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

（4）【設定及び解約の実績】

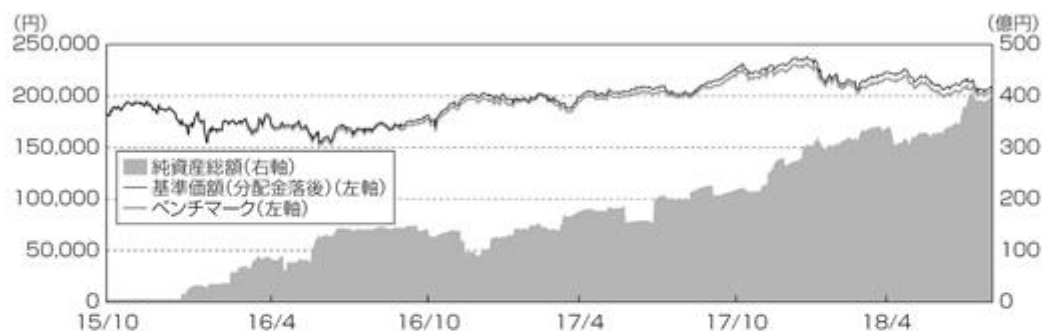
期 間	設定口数	解約口数
第1計算期間	10,200,000口	1,798,209口
第2計算期間	2,100,000口	3,889,020口
第3計算期間	5,580,000口	2,331,170口
第4計算期間	5,520,000口	1,496,552口
第5計算期間	7,260,000口	2,157,287口

(参考情報)

運用実績

2018年8月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額(100口単位)は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。また、ベンチマークについては100を乗じた値で表示しています。

分配の推移

設定来累計		11,800円
第1期	2016年8月	1,400円
第2期	2017年2月	3,000円
第3期	2017年8月	2,100円
第4期	2018年2月	2,400円
第5期	2018年8月	2,900円

※分配金は税引前、100口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

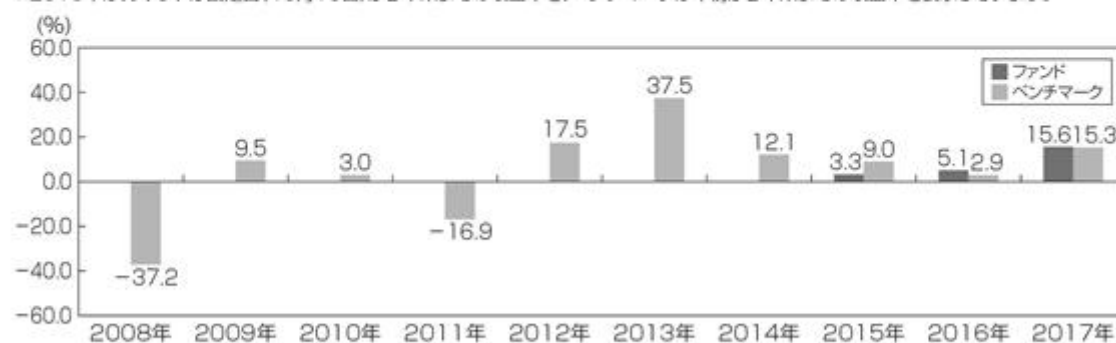
	銘柄名	業種	比率
1	NTTドコモ	情報・通信業	5.3
2	日本たばこ産業	食料品	5.2
3	KDDI	情報・通信業	5.2
4	キヤノン	電気機器	5.0
5	日本電信電話	情報・通信業	5.0
6	トヨタ自動車	輸送用機器	4.9
7	伊藤忠	卸売業	4.9
8	日産自動車	輸送用機器	4.9
9	東京エレクトロン	電気機器	4.8
10	ブリヂストン	ゴム製品	4.8

年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、基準価額(分配金落後)をもとに算出しております。

※2008年から2014年はベンチマークの年間収益率を表示しています。

※2015年は、ファンドは設定日(10月19日)から年末までの収益率を、ベンチマークは年初から年末までの収益率を表示しています。



※運用実績-データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

申込期間中の毎営業日に、受益権の募集が行なわれます。指定参加者は、受益権の取得申込を受付けます。指定参加者については、下記の照会先までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03-6703-4110（受付時間 営業日の9：00～17：00）
ホームページ：www.blackrock.com/jp/

(2) 委託会社は、1 クリエーション・ユニット相当の口数を取得するために必要な株式として委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭を、P C Fとして、取得申込受付日の前営業日に指定参加者に提示します。

(3) 指定参加者は、受益権の取得申込を取次ぐことができ、指定参加者が取得申込を取次ぐ投資者にP C Fを提示します。

(4) 受益権の取得申込の受付

委託会社は、取得申込受付日の午後3時までには委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭と交換で1 クリエーション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込を受付けます。

(5) 受益権の申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。なお、指定参加者は申込手数料（消費税等相当額を含む。）を徴収することができるものとします。当該申込手数料は、指定参加者が収受するものとします。

(6) (4)の規定にかかわらず、委託会社は、次の①から⑧の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。この場合はP C Fを提示しません。

- ① 計算期間終了日の2営業日前から計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の3営業日前から当該計算期間の前営業日までの間）
- ② 委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ③ 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
- ④ 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
- ⑤ 対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間
- ⑥ 対象指数構成銘柄の売買停止日
- ⑦ このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- ⑧ 上記①から⑦のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

(7) (2)に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者はこれに代えて当該株式に相当する金銭、およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭として委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。以下、(9)において同じ。）をもって当該一定口数の受益権を取得するものとします。また、(2)に規定する各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するものとします。

- (8) (7)に該当する場合には、指定参加者は、委託会社はその旨を委託会社が別に定める方法により通知するものとします。この通知が取得申込の際に行なわれなかった場合において、信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。
- (9) 委託会社は、(2)に規定する各銘柄の株式に、配当落ち銘柄等が含まれる場合は、取得申込に係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込に応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込受付日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に取得申込に係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額を徴することができるものとします。
- (10) 取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- (11) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により(6)の規定にかかわらず、受益権の取得申込の受付の停止およびすでに受付けた取得申込の取消、またはその両方を行なうことができます。
- (12) 指定参加者および投資者は委託会社はその取得申込を受付けたとき以降はその取得申込を取り消す事ができません。
- (13) 指定参加者は、取得申込受付日から起算して4営業日目（以下「引渡期限」といいます。）までに当該取得申込に必要な株式および金銭を受託会社に引渡すものとします。
- (14) 委託会社は、指定参加者が受託会社に引渡そうとする株式の評価額が取得申込に係る1クリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。
- (15) 委託会社は、受託会社が(13)に規定する株式の引渡しを受けたことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて投資者に受益権を交付するものとします。
- (16) 指定参加者は、指定参加者もしくは取得申込者が委託会社に引渡すべき取得時のクリエーション・ユニットを構成する各銘柄および金銭の全部または一部の引渡し（以下「全部または一部の引渡し」といいます。）を引渡期限までに行なうことが困難であると判断した場合、直ちに、委託会社および受託会社にこれを通知するものとします。
- (17) 委託会社は、(16)の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、指定参加者および取得申込者からすでに受付けた取得申込の取消を行なうことができます。
- (18) (17)において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

2【換金（解約）手続等】

(1) 信託の一部解約

投資者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(2) 受益権と信託財産に属する株式との交換

a. 指定参加者および一定口数以上の交換請求を行なう投資者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託会社または指定参加者に対し、交換請求受付日の午後3時までに、1 クリエーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権とその信託財産に属する株式のうち、当該受益権の価額に相当する株式との交換を請求することができます。

b. 委託会社は、P C Fを交換請求受付日の前営業日に指定参加者に提示します。

c. 指定参加者は、交換請求を取次ぎ、交換請求者にP C Fを提示します。

d. 委託会社は、次の1. から8. の期日および期間については、交換請求に応じない場合があります。この場合、P C Fは提示しません。

1. 計算期間終了日の2営業日前から計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の3営業日前から当該計算期間の前営業日までの間）
2. 委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
5. 対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間
6. 対象指数構成銘柄の売買停止日
7. このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
8. 1. から7. のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

e. 交換時の受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。当該基準価額の算出方法、算出頻度については「第3 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1)資産の評価」をご覧ください。指定参加者は個別に定める取次ぎ手数料（消費税等相当額を含む。）を徴することができるものとします。

f. a. の交換の請求を行なう投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、1. に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

g. 受託会社は、1. の委託会社の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよびv. に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したものと取り扱います。

h. 委託会社は、交換しようとする株式の評価額が交換請求に係る1 クリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。

- i. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消またはその両方を行なうことができます。
- j. i. の規定により、交換請求の受付を中止したときは、当該受付中止以前に受付け、かつ、委託会社が受付の取消を行わない場合の交換の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、e. の規定に準じて計算されたものとしします。
- k. 指定参加者および交換請求者は委託会社はその交換請求を受付けたとき以降はその交換請求を取り消す事ができません。
- l. 指定参加者および交換請求者が1 クリエーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって委託会社または指定参加者に提示してa. の請求を行ない、委託会社はその請求を受付けた場合には、委託会社は、当該請求に係る受益権と、当該受益権の価額に相当する株式との交換を行なうよう受託会社に指図します。
- m. 交換の請求を行なった指定参加者および交換請求者が、対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社である場合には、交換必要口数から、当該発行会社の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとしします。この場合の個別銘柄時価総額は、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって得た時価から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更する為の取引に係る経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。）を控除した額としします。
- n. a. の投資者が取得できる個別銘柄の株式に、配当落ち銘柄等が含まれる場合は、委託会社はa. の規定にかかわらず、交換に係る株式のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、e. の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額としします。）にa. の投資者が取得できる個別銘柄の株式に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額としします。
- o. 指定参加者および交換請求者は、委託会社の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとしします。受託会社は、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託会社の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとしします。交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して4 営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行なわれます。
- p. m. に該当する場合に指定参加者は交換の請求を行なう際に委託会社にその旨を委託会社が別に定める方法により通知するものとしします。
- q. p. の通知が交換の請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとしします。
- r. 指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の全部または一部につき抹消の申請が委託会社の指定する期限までに振替機関に受け付けられることが困難であると判断した場合、直ちに、委託会社および受託会社にこれを通知するものとしします。

s. 委託会社は、r. の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受け付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受け付けた交換請求を取り消すことができます。

t. s. において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

u. 委託会社は、指定参加者または交換請求者が抹消すべき振替受益権の振替口座からの抹消が完了したことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて交換請求者に株式を交付するものとします。

v. 委託会社は交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

(3) 受益権の買取り（買取請求制）

a. 指定参加者は、次の1. と2. に該当する場合で、投資者の請求があるときは、買取請求受付日の午後3時まで受け付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

b. 買取価額は、買取請求を受け付けた日の基準価額とします。

c. 指定参加者は、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。

d. 指定参加者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

e. 受益権の買取りが停止された場合には、投資者は買取り停止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、投資者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記に準じて計算されたものとします。

(4) 信託終了時の交換等

a. 委託会社は、この信託が終了することとなったときは、クリエーション・ユニットの整数倍の受益権を有する投資者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。

b. a. の交換は、指定参加者の営業所において行なうものとします。

c. a. の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、投資者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

- d. 対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である投資者が、c. の定めによって交換する場合には、委託会社は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取することを受託会社に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。
- e. d. の規定により信託財産が買取った受益権については、d. の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行ないます。
- f. 指定参加者は、a. による交換を行なうときは、当該投資者から指定参加者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。
- g. a. の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託会社が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行ないます。
- h. 委託会社は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（d. により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託会社は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。
- i. a. およびc. の規定にかかわらず、次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに、委託会社が信託終了に関して指定する指定参加者が買取りを行なうことを原則とします。
1. a. において、投資者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
 2. a. における1クリエーション・ユニットに満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）
- j. i. に規定する指定参加者は、i. の買取りを行なうときは、当該指定参加者が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- k. 委託会社が信託終了に関して指定する指定参加者は、その所有に係るすべての受益権を交換請求するものとします。交換により交付される株式に当該指定参加者の自社株式等が含まれる場合には、委託会社は受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

＜基準価額＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額は組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、指定参加者または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、ファンドにおいては、基準価額は100口当たりの価額で表示されます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4110（受付時間 営業日の9：00～17：00）

＜有価証券等の評価基準＞

国内株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、ファンドの繰上償還条項に該当することとなった場合には、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月10日から8月9日まで、および8月10日から翌年2月9日までとすることを原則とします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① 信託契約の終了

a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約締結日から3年経過の日以降に、受益権の口数が50万口を下回ることとなった場合、その他この信託契約を終了することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合
2. 対象指数が廃止された場合
3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が書面決議により否決された場合

なお、1. に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

c. 委託会社は、a. について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

d. c. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を

有し、これを行行使することができます。なお、知っている投資者が議決権を行行使しないときは、当該知っている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

e. c. の書面決議は議決権を行行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

f. c. ～e. までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c. ～e. までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

g. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

h. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更 d. 」に規定する書面決議が否決された場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

i. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

1. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託会社または受託会社は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
2. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b. 委託会社は、a. の事項（a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. b. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている投資者が議決権を行行使しないときは、当該知っている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. b. の書面決議は議決権を行行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

e. 書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。

- f. b. ～ e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. a. ～ f. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a. ～ f. の規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

信託契約の終了または信託約款の重大な変更等を行なう場合において、書面決議において当該終了または重大な約款変更等に反対した投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「① 信託契約の終了 c.」または「② 信託約款の変更 b.」に規定する書面に付記します。

④ 公告

委託会社が投資者に対して行なう公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

⑤ 関係法人との契約の更改

受託会社との「証券投資信託契約」に係る契約の有効期間は、信託約款中に定められた信託の終了する日までとなっています。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

指定参加者との「指定参加者契約」は、指定参加者または委託会社に当該契約に定める事由が発生した場合、事前の催告および通知を必要とせず、当該契約を解除することができます。

「信託財産の有価証券貸付に係る指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により）終了させることができます。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

⑦ 運用報告書の作成

当ファンドは運用報告書の作成・交付はいたしません。

4【受益者の権利等】

投資者（受益者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

a. 収益分配金は、計算期間終了日において氏名もしくは名称、住所もしくは所在地および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所または所在地とします。以下同じ。）、その他受託会社が定める事項（以下「投資者（受益者）氏名等」といいます。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者^{*}」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領者とし、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における受益権の所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

^{*}受託会社は、この信託に係る受益者名簿を作成し、投資者（受益者）について、投資者（受益者）氏名等を、受益者名簿に名義登録するものとします。

また、計算期間終了日において、社振法関係法令等、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る投資者（受益者）として、その投資者（受益者）氏名等を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

b. 投資者は、原則としてa. に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由してa. の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等はa. に規定する登録を受託会社（受託会社がa. において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接行なうことができます。

c. b. に規定する名義登録の手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

d. 社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは別に定めるところによります。

e. 収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が、b. に規定する会員と別途収益分配金の取扱に係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

f. 受託会社は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

g. 受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

h. 受託会社は、g. により委託会社に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する投資者に対する支払いにつき、その責に任じません。

i. 投資者が収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 受益権と信託財産に属する株式との交換権

投資者は、一定口数以上の受益権を持って、その持分に相当する信託財産に属する株式と交換することを請求できます。

(3) 受益権の買取請求権

投資者が保有する受益権の口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、投資者は、指定参加者に対して受益権の買取を請求することができます。

(4) 信託終了時の交換請求権および買取請求権

投資者は、信託が終了するときに、持分に応じて交換を請求する権利および買取を請求する権利を有します。投資者が、信託終了時による交換による有価証券および金銭については信託終了日から、買取代金についてはその支払開始日から、それぞれ10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。

(5) 帳簿書類の閲覧権または謄写の請求権

投資者は、委託会社に、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成30年2月10日から平成30年8月9日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【iシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成30年2月9日現在)	第5期 (平成30年8月9日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	83,360,565	89,392,714
株式	30,210,111,150	39,890,010,020
派生商品評価勘定	—	1,609,476
未収入金	319,035,180	587,436,160
未収配当金	117,458,100	160,540,500
前払金	4,389,548	—
差入委託証拠金	4,428,000	4,500,000
流動資産合計	30,738,782,543	40,733,488,870
資産合計	30,738,782,543	40,733,488,870
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	7,962,935	494,545
前受金	—	1,203,200
未払収益分配金	333,241,176	550,645,098
未払受託者報酬	3,222,042	4,407,970
未払委託者報酬	21,265,790	29,092,845
その他未払費用	6,071,896	8,202,113
流動負債合計	371,763,839	594,045,771
負債合計	371,763,839	594,045,771
純資産の部		
元本等		
元本	25,367,984,523	34,690,641,174
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,999,034,181	5,448,801,925
（分配準備積立金）	3,619,147	2,985,957
元本等合計	30,367,018,704	40,139,443,099
純資産合計	30,367,018,704	40,139,443,099
負債純資産合計	30,738,782,543	40,733,488,870

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 (自 平成29年8月10日 至 平成30年2月9日)	第5期 (自 平成30年2月10日 至 平成30年8月9日)
営業収益		
受取配当金	367,433,500	591,534,200
有価証券売買等損益	863,973,148	△992,948,123
派生商品取引等損益	21,775,719	10,659,008
その他収益	277,458	550,606
営業収益合計	1,253,459,825	△390,204,309
営業費用		
受託者報酬	3,222,042	4,407,970
委託者報酬	21,265,790	29,092,845
その他費用	6,407,541	8,572,083
営業費用合計	30,895,373	42,072,898
営業利益又は営業損失（△）	1,222,564,452	△432,277,207
経常利益又は経常損失（△）	1,222,564,452	△432,277,207
当期純利益又は当期純損失（△）	1,222,564,452	△432,277,207
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,231,532,151	4,999,034,181
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,443,345,800	2,260,065,600
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,443,345,800	2,260,065,600
剰余金減少額又は欠損金増加額	565,167,046	827,375,551
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	565,167,046	827,375,551
分配金	333,241,176	550,645,098
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,999,034,181	5,448,801,925

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

株式は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価で評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算期間末日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第4期 (平成30年2月9日現在)	第5期 (平成30年8月9日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	13,885,049口	18,987,762口
2 1口当たり純資産額	2,187.03円	2,113.96円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第4期 (自 平成29年8月10日 至 平成30年2月9日)	第5期 (自 平成30年2月10日 至 平成30年8月9日)
分配金の計算過程	A. 当期配当等収益額 367,710,958円	A. 当期配当等収益額 592,084,806円
	B. 分配準備積立金 44,738円	B. 分配準備積立金 3,619,147円
	C. 配当等収益合計額(A + B) 367,755,696円	C. 配当等収益合計額(A + B) 595,703,953円
	D. 経費 30,895,373円	D. 経費 42,072,898円
	E. 収益分配可能額(C - D) 336,860,323円	E. 収益分配可能額(C - D) 553,631,055円
	F. 収益分配金 333,241,176円	F. 収益分配金 550,645,098円
	G. 次期繰越金(分配準備積立金)(E - F)3,619,147円	G. 次期繰越金(分配準備積立金)(E - F)2,985,957円
	H. 口数 13,885,049口	H. 口数 18,987,762口
	I. 一口当たり分配金(F / H × 計算口数) 24円	I. 一口当たり分配金(F / H × 計算口数) 29円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「国内株式投資のリスク」、「有価証券の貸付等におけるリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第4期 (平成30年2月9日現在)	第5期 (平成30年8月9日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第4期 (平成30年2月9日現在)	第5期 (平成30年8月9日現在)
期首元本額	18,017,145,027円	25,367,984,523円
期中追加設定元本額	10,085,040,000円	13,264,020,000円
期中一部交換元本額	2,734,200,504円	3,941,363,349円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第4期 (平成30年2月9日現在)	第5期 (平成30年8月9日現在)
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	386,535,026	△692,030,875
合計	386,535,026	△692,030,875

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	第4期(平成30年2月9日現在)				第5期(平成30年8月9日現在)			
		契約額等（円）		時 価 （円）	評価損益 （円）	契約額等（円）		時 価 （円）	評価損益 （円）
			うち 1年超 （円）				うち 1年超 （円）		
市場取引	株価指数 先物取引 買建	149,488,548	—	141,532,000	△7,956,548	216,564,050	—	217,687,500	1,123,450
合計		149,488,548	—	141,532,000	△7,956,548	216,564,050	—	217,687,500	1,123,450

(注1) 時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

銘 柄	株 式 数	評価額（円）		備考
		単 価	金 額	
大東建託	63,300	17,290.00	1,094,457,000	
積水ハウス	538,900	1,859.00	1,001,815,100	
ローソン	42,000	6,630.00	278,460,000	
日本たばこ産業	699,300	3,088.00	2,159,438,400	
飯田グループホールディングス	128,900	2,140.00	275,846,000	
帝人	156,900	2,170.00	340,473,000	
住友化学	1,292,000	640.00	826,880,000	
J S R	166,600	2,164.00	360,522,400	
三菱ケミカルホールディングス	1,110,000	998.50	1,108,335,000	
ダイセル	227,500	1,282.00	291,655,000	
田辺三菱製薬	220,200	1,982.00	436,436,400	
トレンドマイクロ	103,200	6,780.00	699,696,000	
コニカミノルタ	392,200	1,113.00	436,518,600	
横浜ゴム	102,800	2,336.00	240,140,800	
ブリヂストン	455,700	4,289.00	1,954,497,300	
住友ゴム工業	148,200	1,710.00	253,422,000	
丸一鋼管	48,900	3,345.00	163,570,500	
アマダホールディングス	295,000	1,158.00	341,610,000	
小松製作所	551,200	3,203.00	1,765,493,600	
日本精工	310,700	1,240.00	385,268,000	
日産自動車	1,825,100	1,045.50	1,908,142,050	
トヨタ自動車	276,100	6,990.00	1,929,939,000	
本田技研工業	566,000	3,381.00	1,913,646,000	
S U B A R U	533,500	3,337.00	1,780,289,500	
ヤマハ発動機	242,700	2,820.00	684,414,000	
キャノン	548,300	3,597.00	1,972,235,100	
伊藤忠商事	978,200	1,965.50	1,922,652,100	
丸紅	1,356,100	917.70	1,244,492,970	
東京エレクトロン	100,100	19,450.00	1,946,945,000	
あおぞら銀行	102,500	4,130.00	423,325,000	
セブン銀行	516,500	329.00	169,928,500	
日本取引所グループ	441,800	1,932.00	853,557,600	
MS & A D インシュアランスグループホールディングス	411,500	3,401.00	1,399,511,500	
ソニーフィナンシャルホールディングス	150,900	2,248.00	339,223,200	
日本航空	101,300	4,035.00	408,745,500	
日本電信電話	394,600	5,401.00	2,131,234,600	
K D D I	707,800	3,131.00	2,216,121,800	
N T T ドコモ	739,500	3,017.00	2,231,071,500	
合計	17,046,000		39,890,010,020	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】（2018年８月末現在）**

「iシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF」

I 資産総額	40,130,699,539円
II 負債総額	676,535,307円
III 純資産総額(I － II)	39,454,164,232円
IV 発行済数量	19,107,861口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	2,064.81円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

2 投資者に対する特典

該当事項はありません。

3 受益権の譲渡

- (1) 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者が譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- (3) (1)の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 信託終了時の交換

償還時に受益権と引換えに交換される株式は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において信託財産における交換の計上が行なわれた受益権に係る投資者を除きます。）に交付します。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付および信託終了時の株式の交換等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

①資本金 3,120百万円

②発行する株式の総数 36,000株

③発行済株式の総数 15,000株

④直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

2017年12月7日付で、資本金を2,435百万円から3,120百万円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

①経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行ないます。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

②運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用に係る投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行ないます。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行ないます。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行なっています。

委託会社の運用する証券投資信託は2018年8月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	76本	1,394,691百万円
	単位型株式投資信託	0本	0百万円
私募投資信託		72本	5,698,320百万円
合計		148本	7,093,011百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（１）【貸借対照表】

		(単位：百万円)	
		第30期 (平成28年12月31日現在)	第31期 (平成29年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		12,415	19,097
立替金		49	11
前払費用		127	171
未収入金	※ 2	2	3
未収委託者報酬		1,163	1,585
未収運用受託報酬		2,771	2,642
未収収益	※ 2	1,192	1,384
為替予約		-	0
繰延税金資産		845	860
その他流動資産		5	33
流動資産計		18,573	25,789
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※ 1	1,087	946
器具備品	※ 1	449	411
有形固定資産計		1,536	1,358
無形固定資産			
ソフトウェア		8	4
のれん		98	42
無形固定資産計		106	47
投資その他の資産			
投資有価証券		0	3
長期差入保証金		972	1,124
前払年金費用		501	588
長期前払費用		8	25
投資その他の資産計		1,483	1,741
固定資産計		3,127	3,147
資産合計		21,701	28,937

	第30期 (平成28年12月31日現在)	第31期 (平成29年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	86	119
未払金 ※ 2		
未払収益分配金	3	4
未払償還金	75	74
未払手数料	392	593
その他未払金	1,385	1,737
未払費用 ※ 2	1,141	1,245
未払消費税等	52	150
未払法人税等	263	438
前受金	-	79
前受収益	-	15
賞与引当金	1,884	1,886
役員賞与引当金	141	144
早期退職慰労引当金	37	9
流動負債計	5,465	6,500
固定負債		
退職給付引当金	60	55
資産除去債務	258	262
繰延税金負債	29	74
固定負債計	348	392
負債合計	5,813	6,892
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,435	3,120
資本剰余金		
資本準備金	2,316	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,162	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,953	11,739
利益剰余金合計	7,290	12,076
株主資本合計	15,887	22,044
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	15,887	22,044
負債・純資産合計	21,701	28,937

（２）【損益計算書】

(単位：百万円)

		第30期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	第31期 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		3,977	5,202
運用受託報酬	※ 1	9,036	8,890
その他営業収益	※ 1	10,533	12,257
営業収益計		23,546	26,350
営業費用			
支払手数料		1,296	1,830
広告宣伝費		237	208
調査費			
調査費		383	380
委託調査費	※ 1	4,020	4,313
調査費計		4,404	4,693
委託計算費		114	86
営業雑経費			
通信費		53	50
印刷費		63	62
諸会費		31	32
営業雑経費計		148	145
営業費用計		6,201	6,964
一般管理費			
給料			
役員報酬		604	353
給料・手当		3,809	3,960
賞与		2,232	2,232
給料計		6,646	6,546
退職給付費用		256	287
福利厚生費		822	892
事務委託費	※ 1	2,216	2,433
交際費		51	69
寄付金		2	2
旅費交通費		241	243
租税公課		142	231
不動産賃借料		732	735
水道光熱費		64	65
固定資産減価償却費		229	262
のれん償却額		56	56
資産除去債務利息費用		3	3
諸経費		414	363
一般管理費計		11,881	12,194
営業利益		5,463	7,191

	第30期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	第31期 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
営業外収益		
受取利息	3	0
有価証券売却益	-	0
為替差益	12	-
雑益	0	0
営業外収益計	16	1
営業外費用		
支払利息	0	-
有価証券売却損	0	-
為替差損	-	34
固定資産除却損	1	-
営業外費用計	1	34
経常利益	5,479	7,158
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	163	119
特別損失計	163	119
税引前当期純利益	5,315	7,039
法人税、住民税及び事業税	1,920	2,223
法人税等調整額	76	29
当期純利益	3,318	4,786

（３）【株主資本等変動計算書】

第30期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：百万円）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
平成28年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	-	-	18,569
事業年度中の変動額											
剰余金の配当						△6,000	△6,000	△6,000			△6,000
当期純利益						3,318	3,318	3,318			3,318
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△2,681	△2,681	△2,681	0	0	△2,681
平成28年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,953	7,290	15,887	0	0	15,887

第31期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
平成29年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,953	7,290	15,887	0	0	15,887
事業年度中の変動額											
新株の発行	685	685		685				1,370			1,370
剰余金の配当							-	-			-
当期純利益						4,786	4,786	4,786			4,786
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額合計	685	685	-	685	-	4,786	4,786	6,156	0	0	6,156
平成29年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	11,739	12,076	22,044	0	0	22,044

注 記 事 項

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
建物附属設備	1,191 百万円	1,346 百万円
器具備品	717 百万円	821 百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
未収収益	484 百万円	508 百万円
未払金	1,361 百万円	1,713 百万円
未払費用	173 百万円	356 百万円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	—	—
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

（損益計算書関係）

※ 1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
その他営業収益	4,730 百万円	4,670 百万円
委託調査費	377 百万円	438 百万円
事務委託費	630 百万円	824 百万円
運用受託報酬	4 百万円	48 百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	10,158	—	—	10,158

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年9月8日 取締役会決議	普通株式	6,000	590,667	平成28年9月9日	平成28年9月9日

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	4,842	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）**1. 金融商品の状況に関する事項****（1） 金融商品に対する取組方針**

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。

デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

（2） 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（平成28年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	12,415	12,415	—
(2) 未収委託者報酬	1,163	1,163	—
(3) 未収運用受託報酬	2,771	2,771	—
(4) 未収収益	1,192	1,192	—
(5) 長期差入保証金	972	969	△3
資産計	18,516	18,512	△3
(1) 未払手数料	392	392	—
(2) 未払費用	1,141	1,141	—
負債計	1,533	1,533	—

当事業年度（平成29年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	19,097	19,097	—
(2) 未収委託者報酬	1,585	1,585	—
(3) 未収運用受託報酬	2,642	2,642	—
(4) 未収収益	1,384	1,384	—
(5) 長期差入保証金	1,124	1,109	△14
資産計	25,834	25,819	△14
(1) 未払手数料	593	593	—
(2) 未払費用	1,245	1,245	—
負債計	1,838	1,838	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	12,415	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,163	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,771	—	—	—
(4) 未収収益	1,192	—	—	—
(5) 長期差入保証金	—	907	53	11
合計	17,543	907	53	11

当事業年度（平成29年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	19,097	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,585	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,642	—	—	—
(4) 未収収益	1,384	—	—	—
(5) 長期差入保証金	—	1,051	61	11
合計	24,709	1,051	61	11

（有価証券関係）

前事業年度（平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	3	3	0
合計		3	3	0

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度**（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表**

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,661
勤務費用	250
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	△8
退職給付の支払額	△168
退職給付債務の期末残高	1,745

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
年金資産の期首残高	2,304
期待運用収益	27
数理計算上の差異の発生額	△56
事業主からの拠出額	274
退職給付の支払額	△168
年金資産の期末残高	2,381

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,685
年金資産	△2,381
	△696
非積立型制度の退職給付債務	60
未積立退職給付債務	△635
未認識数理計算上の差異	174
未認識過去勤務費用	20
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△441
退職給付引当金	60
前払年金費用	△501
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△441

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
勤務費用	250
利息費用	11
期待運用収益	△27
数理計算上の差異の費用処理額	△39
過去勤務費用の処理額	△6
確定給付制度に係る退職給付費用合計	188
特別退職金	163
合計	351

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式22%及びその他3%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
割引率	0.5%
長期期待運用収益率	0.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、68百万円 でありました。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,745
勤務費用	268
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	△20
退職給付の支払額	△170
退職給付債務の期末残高	1,832

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
年金資産の期首残高	2,381
期待運用収益	19
数理計算上の差異の発生額	83
事業主からの拠出額	290
退職給付の支払額	△153
年金資産の期末残高	2,621

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成29年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,776
年金資産	△2,621
	△845
非積立型制度の退職給付債務	55
未積立退職給付債務	△789
未認識数理計算上の差異	242
未認識過去勤務費用	13
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△532
退職給付引当金	55
前払年金費用	△588
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△532

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
勤務費用	268
利息費用	8
期待運用収益	△19
数理計算上の差異の費用処理額	△35
過去勤務費用の処理額	△6
確定給付制度に係る退職給付費用合計	216
特別退職金	119
合計	335

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成29年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券72%、株式23%及びその他5%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数値計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
割引率	0.4%
長期期待運用収益率	0.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、71百万円 でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	196	206
賞与引当金	581	537
資産除去債務	79	80
資産調整勘定	24	4
未払事業税	55	74
早期退職慰労引当金	11	2
退職給付引当金	18	17
有形固定資産	5	4
その他	9	44
繰延税金資産合計	983	973
繰延税金負債		
退職給付引当金	△153	△180
資産除去債務に対応する除去費用	△13	△6
繰延税金負債合計	△167	△186
繰延税金資産の純額	815	786

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
流動資産－繰延税金資産	845	860
固定負債－繰延税金負債	29	74

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	33.1 %	30.9 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3	2.1
損金不算入ののれん償却額	0.3	0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.8	0.2
所得拡大促進税制による税額控除	-	△1.8
その他	0.0	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.5 %	32.0 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
期首残高	254	258
時の経過による調整額	3	3
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	258	262

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年12月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	69	-	0	0
合計		69	-	0	0

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,977	9,036	10,533	23,546

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
12,127	9,200	2,218	23,546

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,735	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,815	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,202	8,890	12,257	26,350

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
13,186	10,831	2,332	26,350

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,719	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,512	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ ファイナンシャル・ マネジメント・イン ク	米国 ニュー ヨーク州	13,889 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	4	未収収益	484
							受入手数料	4,730		
							委託調査費	377	未払費用	173
							事務委託費	630		
親会社	ブラックロック・ ジャパン・ホール ディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	0	その他未払金	1,361

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ ファイナンシャル・ マネジメント・イン ク	米国 ニュー ヨーク州	14,286 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	48	未収収益	508
							受入手数料	4,670		
							委託調査費	438	未払費用	356
							事務委託費	824	その他未払金	67
親会社	ブラックロック・ ジャパン・ホール ディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	0	その他未払金	1,645

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	2,815	未収収益	267
							委託調査費	40	未払費用	3
							事務委託費	0		
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・イ ンベストメント・マ ネジメント・エルエ ルシー	米国 デラウェア 州	87 百万 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	425	未収収益	35
							委託調査費	1,556	未払費用	135
							事務委託費	81		

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	3,512	未収収益	296
							委託調査費	77	未払費用	17
							事務委託費	10		
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・イン ベストメント・マネ ジメント・エルエル シー	米国 デラウェア 州	213 百万 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	363	未収収益	28
							委託調査費	1,427	未払費用	129
							事務委託費	119	その他未払金	1

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (6) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	1,564,056 円 75 銭	1,469,634 円 10 銭
1株当たり当期純利益金額	326,685 円 49 銭	456,306 円 62 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
当期純利益 (百万円)	3,318	4,786
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	3,318	4,786
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,158	10,490

独立監査人の監査報告書は、当事業年度（自 平成29年1月1日 至平成29年12月31日）を対象としております。

【中間財務諸表】**1. 中間財務諸表の作成方法について**

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成30年1月1日 至平成30年6月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		中間会計期間末 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	※2	20,117
立替金		0
前払費用		185
未収入金		14
未収委託者報酬		1,595
未収運用受託報酬		1,817
未収収益		1,400
為替予約		2
繰延税金資産		620
その他流動資産		11
流動資産計		25,766
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※1	1,142
器具備品	※1	413
有形固定資産計		1,556
無形固定資産		
ソフトウェア		11
のれん		14
無形固定資産計		25
投資その他の資産		
投資有価証券		14
長期差入保証金		1,116
前払年金費用		637
長期前払費用		20
投資その他の資産計		1,788
固定資産計		3,369
資産合計		29,135

(単位：百万円)

中間会計期間末
(平成30年6月30日)

負債の部

流動負債

預り金	95
未払金	
未払収益分配金	4
未払償還金	74
未払手数料	564
その他未払金	707
未払費用	1,401
未払消費税等	135
未払法人税等	321
賞与引当金	966
役員賞与引当金	74
流動負債計	4,345

固定負債

退職給付引当金	59
資産除去債務	339
繰延税金負債	90
固定負債計	490

負債合計

4,835

純資産の部

株主資本

資本金	3,120
資本剰余金	
資本準備金	3,001
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,847
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	13,996
利益剰余金合計	14,333
株主資本合計	24,300

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等合計	△0

純資産合計

24,300

負債・純資産合計

29,135

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,830
運用受託報酬	4,526
その他営業収益	6,435
営業収益計	13,791
営業費用	
支払手数料	964
広告宣伝費	51
調査費	
調査費	187
委託調査費	2,300
調査費計	2,488
委託計算費	41
営業雑経費	
通信費	30
印刷費	23
諸会費	13
営業雑経費計	66
営業費用計	3,613
一般管理費	
給料	
役員報酬	290
給料・手当	2,047
賞与	1,354
給料計	3,692
退職給付費用	140
福利厚生費	459
事務委託費	1,292
交際費	29
寄付金	1
旅費交通費	127
租税公課	134
不動産賃借料	384
水道光熱費	31
固定資産減価償却費	※1 145
のれん償却額	※1 28
資産除去債務利息費用	2
諸経費	227
一般管理費計	6,696
営業利益	3,481

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
営業外収益	
受取利息	0
雑益	0
営業外収益計	0
営業外費用	
為替差損	1
営業外費用計	1
経常利益	3,480
特別損失	
特別退職金	41
特別損失計	41
税引前中間純利益	3,439
法人税、住民税及び事業税	925
法人税等調整額	257
中間純利益	2,256

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
平成30年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	11,739	12,076	22,044	0	0	22,044
中間事業年度中の変動額											
中間純利益						2,256	2,256	2,256			2,256
株主資本以外の項目の中間事業 年度中の変動額（純額）									△0	△0	△0
中間事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	2,256	2,256	2,256	△0	△0	2,255
平成30年6月30日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	13,996	14,333	24,300	△0	△0	24,300

注 記 事 項

(重要な会計方針)

項 目	中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

項 目	中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金の計上方法 ① 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 ② 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。 ③ 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。 (3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (4) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (5) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間末 平成30年6月30日	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	1,428百万円
器具備品	880百万円
※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	1,000百万円
借入実行残高	—
差引額	1,000百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	143百万円
無形固定資産	30百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	15,000	—	—	15,000
合計	15,000	—	—	15,000
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。				

(金融商品関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日	
1. 金融商品の状況に関する事項	
(1) 金融商品に対する取組方針	
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。 投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。 デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。	
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制	
営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。 営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。 営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。	

中間会計期間
自 平成30年1月 1日
至 平成30年6月30日

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額 (*)	時価(*)	差額
① 現金・預金	20,117	20,117	—
② 未収委託者報酬	1,595	1,595	—
③ 未収運用受託報酬	1,817	1,817	—
④ 未収収益	1,400	1,400	—
⑤ 投資有価証券 其他有価証券	14	14	—
⑥ 長期差入保証金	1,116	1,102	△13
資産計	26,061	26,048	△13
⑦ 未払手数料	564	564	—
⑧ 未払費用	1,401	1,401	—
負債計	1,965	1,965	—
⑨ デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていない もの	2	2	—
デリバティブ計	2	2	—

（注）

金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金・預金、②未収委託者報酬、③未収運用受託報酬及び④未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑤投資有価証券

投資有価証券は、投資信託であり、決算日の基準価格によっています。

⑥長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

但し、上記レートがマイナスとなる場合は、割引率はゼロを使用しております。

⑦未払手数料、⑧未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑨デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	5	5	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	9	10	△0
合計		14	15	△0

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- | | | |
|-----------------|-----|-----|
| 期首残高 | 262 | 百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 75 | 百万円 |
| 時の経過による調整額 | 2 | 百万円 |
| 中間会計期間末残高 | 339 | 百万円 |

(セグメント情報等)

中間会計期間
自 平成30年1月 1日
至 平成30年6月30日

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

① 製品及びサービスに関する情報

（単位：百万円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	2,830	4,526	6,435	13,791

② 地域に関する情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
6,833	5,379	1,578	13,791

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

③ 主要な顧客に関する情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連する セグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	2,721	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	1,575	投資運用業

(デリバティブ取引関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日					
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引					
通貨関連			(単位：百万円)		
区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	236	—	2	2
合計		236	—	2	2
(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。					

(1株当たり情報)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日	
1株当たり純資産額	1,620,018円36銭
1株当たり中間純利益	150,423円25銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の中間純利益	2,256百万円
1株当たり中間純利益の算定に	
用いられた普通株式に係る中間純利益	2,256百万円
期中平均株式数	15,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行ないました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行ないました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行ないました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行ないました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行ないました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行ないました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行ないました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行ないました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額（百万円） （2018年 3 月末現在）	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
＜再信託受託会社の概要＞ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000	
＜再信託の目的＞ 原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。		

(2) 指定参加者

名 称	資本金の額（百万円） （2018年３月末現在）	事業の内容
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167	
野村證券株式会社	10,000	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
大和証券株式会社	100,000	
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440	
ドイツ証券株式会社	72,728	
ＵＢＳ証券株式会社	32,100	
ＢＮＰパリバ証券株式会社	102,025	
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765	
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,500	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
シティグループ証券株式会社	96,307	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100	
ＪＰモルガン証券株式会社	73,272	
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	62,149	
東海東京証券株式会社	6,000	

(3) 投資顧問会社

- ・名称：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ、
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)
- ・資本金の額：1,500,000米ドル（円貨換算額^{*} 約170百万円、2017年12月末現在）
*米ドルの円換算は、2017年12月末現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝113.00円）によります。
- ・事業の内容：投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドの受託会社は信託事務の一部を当ファンドの再信託受託会社に委託しています。

(2) 指定参加者

ファンドの指定参加者として、募集の取扱いおよび販売を行ない、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務ならびに信託終了時の交換の交付等に関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社であり、当ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行なっています。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定参加者

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.の最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

2018年5月9日

有価証券報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成30年2月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 星 知 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 島 紀 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月12日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 辻 村 和 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETFの平成30年2月10日から平成30年8月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETFの平成30年8月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年8月31日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中素子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島紀子
--------------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

